

会 議 報 告 書	
会 議 名	第3回（仮称）野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会
日 時	平成25年2月13日（水） 午後7時00分から8時50分まで
場 所	市役所8階大会議室
出 席 者	委 員：12名 事務局：加藤教育部長、小寺教育部副部長、横田課長、高岡参事、新庄 傍聴者： 2名
欠 席 者	委 員： 3名
会議・打ち合わせ事項の関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 有（別添のとおり） <input type="checkbox"/> 無	
記録作成者	草津市教育委員会事務局 スポーツ保健課 スポーツ保健G 新庄 貴史

事務局：

第3回（仮称）野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会を開催させていただきます。本日の出席者は、委員15名中12名です。それでは会議の方を始めさせていただきたいと思っております。以後の進行につきましては、委員長をお願いいたします。

委員長：

第2回委員会では、野村スポーツゾーンに求められる機能について様々な意見をいただきました。それらの意見を受け、今回は具体的なレイアウト案を事務局が委員の皆さまに提示し、審議を進めていきたいと思っております。では、事務局より説明をお願いします。

《事務局 資料1、2説明》

委員長：

ありがとうございました。今の説明についてご質問やご意見はございますか。

委 員：

野村町財産区は今後どのような取り扱いになるのでしょうか。

事務局：

現在の多目的グラウンドやテニスコートのある場所は、野村町財産区から通常の借地よりも安くお借りしています。今後、仮に、野村町財産区から返却の要望があれば、借地を返却しなくてはなりません。

委 員：

野村スポーツゾーンの中で一番大きな面積が野村町財産区から借地しているということ

は、大きな建築物を建てることは困難ですか。「ゾーン内の集客拠点施設整備にかかる比較検討（資料1 P4）」にある案A、Bは、建築物が野村町財産区にかかってしまうので、整備が難しいということですね。

事務局：

土地の所有区分と公園内の施設配置との関係について、資料（資料1 P4）では評価しておりませんが、結果的にそういうことになります。また、県が所有する草津川跡地の購入については、現在担当部署において調整中です。

委員：

今回計画している体育館は6,000㎡とありますが、それは総合体育館と同等面積ですか。

事務局：

総合体育館はアリーナ面積が約2,000㎡、建設面積が約4,000㎡であり、今回計画している体育館の方が大きいです。

委員：

前回の検討委員会の週（1月第2週）に、県から草津市に公園関連の予算がおりたというテレビ報道を見ましたが、それは野村スポーツゾーンの整備に関係はあるのでしょうか。

事務局：

今回の整備には関係ありません。

委員：

多目的グラウンドは国体等の公式競技の開催は可能でしょうか。

事務局：

多目的グラウンドは、現状を維持することを目的としておりますので、国体の開催が可能かどうかの評価はしていません。

委員：

陸上競技の国体会場にするには難しいということですね。

事務局：

そうです。

委員：

平成36年に予定している滋賀県において開催される国体では、草津市は何の競技会場になるのでしょうか。

事務局：

平成36年ぐらいに滋賀県が開催地になるであろうということから、県が懇話会を立ち上げて検討を始めました。現在、県は市町に国体開催に対する賛同を求めているところですから、競技会場が決定するのはまだ先のことになります。昨日、県内の各市の首長を集めた会議がありまして、知事が近々国体の誘致について名乗りを挙げるので協力をお願いしたいと表明しております。昭和56年に行われた国体では、野村運動公園のグラウンドに観客席を仮設で設置して、ソフトボール競技を行いました。それから、弾正公園にある総合体育館で卓球競技を行いました。そのため、ソフトボール競技であれば、多目的グラウンドでも開催可能ではないかと考えております。

委員：

(隣接する)草津川跡地については、恒久的な施設を建ててはいけないというような制約はないのですか。

事務局：

はい、ありません。

委員：

「ゾーン内の集客拠点施設整備にかかる比較検討」におけるA、B、C案は、野村町財産区との話し合いが必要になってくるので、やめておいた方がいいと思います。

事務局：

資料1の4ページの資料は、どの集客拠点施設が適しているかを判断するための比較評価であるため、配置レイアウトは仮のものです。これらの前提条件などを考慮していただき、審議いただきたい。

委員：

野村運動公園にある市民体育館は、あと何年ぐらい使用できるのでしょうか。

事務局：

耐震診断では、将来、大きな地震があった場合に心配があるため、耐震補強か建替えのどちらかを実施した方がよいという診断結果となっておりますので、野村運動公園の市民体育館については、既存建物を耐震補強するのではなく、新たに施設を充実させた形で建替えを行う方針であります。

委員：

体育館の整備に時間がかかるでしょうから、体育館についての議論を先に進めてはどうでしょうか。また、体育館で大きな大会をやることを想定するのであれば、サブアリーナも必要だと思います。

委員：

体育館は6,000 m²ということですが、サブアリーナも整備する予定でしょうか。

事務局：

サブアリーナも整備したいと考えております。

委員：

6,000 m²の体育館は、野洲にある体育館と同規模でしょうか。

事務局：

野洲にある体育館より大きいです。

委員長：

土地の所有状況や整備時期、現在野村運動公園を利用しているスポーツ愛好者へのサービスの向上といった観点から、D案がいいのではないかとのご意見が多いようです。もう少しD案について、事務局から補足説明はありませんか。

事務局：

資料1の5ページをご覧ください。平成30年度末までに、土地開発公社と草津市の用地の中で、体育館を整備したいと考えています。平成31年度以降に、草津川跡地など他の用地で、サッカースタジアムや陸上競技場の検討、駐車場やテニスコートの配置、地域の憩いや遊びの機能配置が可能だと考えています。

また、工事費は33億円と事務局では試算しています。体育館について、周辺住宅地に配慮した防音対策や空調設備の設置、例えばロッククライミングやスカッシュなどの‘見るスポーツ’の整備など、現在より高規格のものを考えていますので、工事費について高めの設定をしております。

委員：

国体が仮にあったとしても、そのときに草津市にある体育施設に適した競技を誘致できるのだから、あえて今、国体については考えなくてもいいのではないかと思います。

体育館は、耐震の面からも早期着工が一番よいと思います。早い時期に整備すれば、国体にも間に合うと思います。私の考えは、比較的D案に近いです。ただ、駐車場を1本化して広い空間を確保することで、別の利用として併用が可能ではないでしょうか。それから、体育館の中身について次回の会議で検討すれば、体育館の具体化が進むだろうと思います。

ただ、草津市には陸上競技場がないので、多目的グラウンドの部分に陸上競技場を整備する案もよいと考えています。サッカースタジアムを整備する案は、集客的にはよいかもしれませんが、少し無理があると考えています。

委員長：

駐車場スペースの使い方によっては、地域コミュニティの交流の場として活用できる余地はあると思います。

事務局：

駐車場については、大きければ、渋滞につながらないという見方と、一方で、少なければ、利用者が公共交通機関を利用し歩いて来ていただけるからよいという中心市街地活性化の面からの見方があります。このように、見方は2通りありますが、慎重に検討しないといけないと思っています。また、エリア内での駐車場レイアウトについても2つあると思います。1ヶ所に集中して分かりやすくする方法もあれば、分散することで、各施設を利用しやすくする方法があるので検討をしていく必要があると思います。

委員：

駐車場は地下につくればよいのではないのでしょうか。また、利用者としては、駐車場はなるべく近いところがいいです。

事務局：

地下駐車場の整備は、事業費の問題から難しいです。

委員：

野村運動公園周辺は学区が入り組んだ場所にあるので、様々な学区の人々にとって利用しやすい場所になっております。市民利用の立場から、ジョギングコースも含め、子どもや高齢者が利用できる場所がたくさんあるとよいと思います。

事務局：

本日の資料にはありませんが、ウォーキングやランニングコースも含め、憩いや遊びの機能も提供することを考えています。集客施設として地域外からの利用だけではなく、緑豊かな空間整備やアスレチック遊具の設置など周辺住民にご利用いただくことも考えていきたいと思っております。

委員長：

1ページ（資料1）の視点の3でまとめられている内容だと思います。屋外だけでなく屋内にもそのような機能があるとよいと思います。

委員：

天候の悪い日も含め、いつでも誰でも利用できる公園ということを考えたら、屋外だけではなく、体育館の中にも市民の人が利用できる空間があるといいなと思います。屋外空間でいうと、最近、高速道路のサービスエリアに散歩コースや簡単なアスレチックもあってよいなと感じています。

委員：

野村町財産区からの借地エリア 3 ha すべてに建築物を建ててはいけないということでしょうか。

事務局：

野村町財産区のエリアに建築物を建てた場合には、これまでの交渉経過から、その部分を買わしていただくことになると思います。

委員：

個人的にはD案がいいかなと思いました。また、私たち世代の利用よりも、子どもたちに多く使ってもらう方が、後々その子たちが歳をとった時に、自分の子どもや孫たちが愛用するといった繰り返しができると思います。そのためにも、今の子どもたちが「あそこでやったスポーツは楽しかったな」「あそこで遊んだのは楽しかったな」と思える場所であればいいと思っています。

だから、体育館についても、大人になった時にもう一度やりたいと思えるような場所であって欲しいと思います。スポーツ競技とは別に、楽しい憩いや遊びの場所があると、地域の人たちだけでなく、競技を応援する人たちもたくさん利用すると思います。プロスポーツを誘致するには色々な面から大変ですし、難しいと僕は思っています。

事務局：

体育館の中に、高齢者や小さな子どもが利用しやすい小規模なじゅうたんのような部屋があれば、そこで体操等のスポーツ教室の実施等も考えられるので、このような機能も考えていきたいと思っています。そのような部屋を貸し出しすれば、市民のサークルに使っていただくこともできるようになるため、地域コミュニティの交流にもつながると思います。

委員：

体育館ですが、設備をよくすると使用料が上がると思うので、一般の市民、団体が気軽に使えるような施設にして欲しいです。例えば、断熱性をよくするとか、太陽光発電をするなど、電気代を安く抑える等の検討もしていただきたいです。

委員：

地域の方々に管理をお願いしていくことになるのであろうから、競技施設を配置して余ったところに少しだけ憩いや遊びの機能を配置するのではなく、最初からそれらを含めて公園レイアウトを考えなくてはならないと思います。

委員：

野村スポーツゾーンは草津川跡地とつながっているので、草津川跡地も含めて大きな公園として利用できます。その辺りも含めて全体的に捉えて考えた方がよいと思います。

委員：

草津川跡地は広いですが、そこに体育館は建てられないのでしょうか。

事務局：

草津川跡地の整備を開始できるのは、平成30年度以降です。そのため、建て直しが急がれる体育館は、草津川跡地以外の用地で考えております。

委員：

体育館の整備をまず先に行って、その後、公園部分の整備を行うということであれば、この委員会で体育館以外の部分について話をする必要はないということでしょうか。

事務局：

体育館だけではなく、公園を含めた全体像を考えていきたいと思っておりますので、公園に対するご意見もいただければよいと思います。

委員長：

視点1、3（資料1 P1）を受けて、中心的な施設としてはまず体育館を整備することに異論はなかったかと思えます。この方向性を受けて、次回は体育館の具体的な機能の検討が課題となるかと思えます。体育館の場所は、土地所有の条件等考慮すべき事項から考えていくと、土地開発公社や草津市が所有している用地に配置した方がよいという結論になったかと思えます。今後はゾーン全体のレイアウトと体育館を中心にきめ細かく検討していく必要があるかと思えます。

事務局：

次回は、体育館や公園に対する具体的な提案を、イメージ写真などを用いながら資料を整理したいと思います。次回の検討委員会は、2月26日（火）に502会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。本日は、野村スポーツゾーンの概ねの方向性が決まったと思えます。次回は、具体的な施設内容の検討を行いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。それでは、第3回検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。